

制度的補助金見直し資料

区 分		総 - 1	総 - 2	総 - 3	総 - 4
補助の名称等		自治会集会施設整備補助	公共的施設の災害復旧補助	自治会運営費補助	防犯灯電気料金補助
担当部署		総務課	総務課？	総務課	総務課
補助の対象(相手)		自治会(長)	施設所有者	自治会(長)	自治会(長)
補助の内容		集会所の新設 単独事業 補助対象の30% 補助事業 補助対象の10% 集会所の改造 補助対象の30% 借入に対する補助 借入金の5% 5%補助があれば、地縁団体の認可を受けた自治会は県振興協会の資金を活用した低利の借入れが可能	補助率1/3、上限50万円 国県補助事業は対象外	運営費 均等割 40,000円 / 自治会 戸数割 1,000円 / 世帯 事務費 1,000円 / 世帯	電気料金の1/3 年2回払い 合併時は1/2 冬電気料金が高い傾向 40W契約 261円 / 月 100W契約 678円 / 月
予 算 (千円)	H19	503	0	12,514	1,500
	H20	1,949	0	12,592	1,634
町以外の財源負担者		なし	なし	なし	なし
根拠町例規		自治会集会施設整備費補助金交付要綱	なし	なし	なし
見直し案		新設、改造の補助は廃止。 自治会が資金の借入れを行う場合、借入金の5%相当額の補助のみとする。(5%補助の町補助があれば低利な借入れが可能)	現行どおり	自治会運営費、防犯等電気料金補助をあわせた、簡易な補助金制度とするようH20年度に見直し。	自治会運営費、防犯等電気料金補助をあわせた、簡易な補助金制度とするようH20年度に見直し。

制度的補助金見直し資料

区 分		総 - 5	総 - 6	総 - 7	税 - 1
補助の名称等		自衛消防団運営補助	消防設備・備品補助	自主防災組織運営補助金	納税組合補助金
担 当 部 署		総務課	総務課	総務課	税務課
補助の対象(相手)		自治会(長)	自治会長(実際は水道会計)	自主防災組織(自治会)	納税組合(長)
補 助 の 内 容		自衛消防団 平等割 5,000円 / 団 世帯割 300円 / 世帯 ポンプ割 15,000円 / 団 婦人消防隊 平等割 5,000円 / 隊 世帯割 200円 / 世帯 ポンプ割 15,000円 / 隊 H20数 均等 49団、6隊 ポンプ割 40団、6隊	消火栓新設等 自治会1 / 3 ホース等の器具1 / 2 小型ポンプ1 / 2	均等割5,000円 活動割300円 / 世帯 自主防災用備品補助 1 / 2(H19は7割)	期限内100%完納 3,000円 / 世帯 期限内80%以上完納 2,700円 / 世帯 期限内80%未満納付 2,000円 / 世帯 補助金は、国保会計と一般会計 が負担
予 算 (千円)	H19	2,095	2,666	940	9,173
	H20	2,090	1,466	670	5,998
町以外の財源負担者		なし	なし	なし	なし
根 拠 町 例 規		なし	なし	なし	納税組合運営費補助金交付要綱
見直し案		通常の消火栓点検、ポンプ点検は消防団員で行われている。消防団員の活動でありながら、世帯数で補助金が計算されている。 団員数を基礎にした補助金制度にH20年度見直し。	現行どおり	防災組織拡大のため しばらくの間、現行どおり	0% ~ 80%未満2,000円の見直し 70%以上80%未満2,000円 50%以上70%未満1,000円 49%以下 補助金なし

制度的補助金見直し資料

区 分		企 - 1	企 - 2	企 - 3	生涯 - 1
補助の名称等		自立・活性化支援交付金	交通確保補助金	中小企業保証料補助(同和地区)	スポーツ県外派遣補助
担 当 部 署		企画振興課	企画振興課	企画振興課	生涯学習課
補助の対象(相手)		自治会(長)	タクシー事業者	同和地区中小事業者	派遣団体・個人
補 助 の 内 容		自立活性化ソフト事業 補助率10/10、上限10万円 1自治会3年を限度 設備等のハードは補助率1/2 イベント、文化芸術活動等 補助率1/2、上限30万円 1自治会3年を限度	補助対象区間を運行して発生した運行経費(別に定める運行経費単価に運行回数に乗じた額)から利用料金を差し引いた額 10/10 平成18年度制度化 他に生活路線バス維持補助あり。	北栄町同和地区中小企業特別融資規則(既に廃止済)に基づく融資を受けた貸付金の保証料の1/2 規則は既に廃止されており、新規の貸付はない模様。	旅費、宿泊費、参加費の 小中学生 1/3 ただし7,000円/泊が上限 上記以外 1/4 H20.3月改正 小中学生のみを対象。 1/3 2万円を上限
予 算 (千円)	H19	2,500	2,052	50	222
	H20	1,800	1,404	50	100
町以外の財源負担者		県交付金を充当	なし	なし	なし
根 拠 町 例 規		北栄町地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付要綱	生活交通確保対策事業費補助金交付要綱	北栄町同和地区中小企業特別融資保証料補助金交付要綱	スポーツ県外派遣費補助金交付要綱
見直し案		制度化後数年経過したので、自治会以外に補助する制度に見直し。	現行どおり	新規貸付はH19で廃止	H20.3月に見直し済み 現行どおり 必要な補助は、要綱に規定せずその都度補正予算等で決定

制度的補助金見直し資料

区 分		健 - 1	健 - 2	健 - 3	健 - 4
補助の名称等		老人クラブ活動補助	小規模作業所運営補助	小規模作業所設置補助	グループホーム運営補助
担 当 部 署		健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
補助の対象(相手)		単位老人クラブ	作業所運営事業者	作業所設置者	グループホーム運営事業者
補 助 の 内 容		会員数に応じて補助 50人～ 60,000円 40人～ 50,000円 30人～ 40,000円 20人～ 30,000円 10人～ 20,000円 別に、町老人クラブ連合会補助 1,430あり。	小規模作業所の運営に要する経費を助成することにより、在宅障害者の活動の場を確保し、もって障害者の社会参加の促進を図る。 補助金は、規模による 1,500千円～5,288千円 家賃の1/2補助	小規模作業所の用に供する建物等の借り上げについて、その賃借料の一部を補助する。 補助金は、対象経費の1/2	運営費を助成することにより、身体障害者グループホームの設置を促し、身体障害者の地域移行を促進する。 補助金はグループホーム定員による。
予 算 (千円)	H19	2,110	2,898	0	801
	H20	2,000	2,925	0	801
町以外の財源負担者		国1/3 県1/3	県1/2	県	県1/2
根 拠 町 例 規		なし	小規模作業所運営費補助金交付要綱	小規模作業所設置費補助金交付要綱	身体障害者グループホーム運営支援事業補助金交付要綱
見直し案		現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり

制度的補助金見直し資料

区 分		健 - 5	健 - 6	健 - 7	健 - 8
補助の名称等		グループホーム設置補助	グループホーム世話人設置補助	外国人高齢者福祉給付	高齢者住宅改良助成
担 当 部 署		健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
補助の対象(相手)		グループホーム設置事業者	グループホーム運営事業者	無年金の在日外国人高齢者	要介護又は要支援、町民税課税無し
補助の内容		障害に応じたグループホームの用に供する家屋の改修等を行い、障害者の地域生活への移行を支援することにより、障害者の社会的自立を促進することを目的として交付。 基準額750千円、1,200千円の2 / 3	知的障害者・精神障害者グループホームをパニックや発作等を引き起こす恐れのある障害者が利用する場合に、夜間に専任の世話人(以下「夜間世話人」という。)を配置することにより、利用者の安全を確保する。 世話人2,995千円 支援員4,784千円 補助率2 / 3	月額2万円	玄関、廊下、階段、居室、浴室等住宅の設備・構造の改修等及び玄関から道路までの歩行路の確保に必要な経費2 / 3 H20は1 / 3
予 算 (千円)	H19	0	876	0	4,264
	H20	0	1,752	0	1,068
町以外の財源負担者		県1 / 2	県1 / 2	なし	県交付金を充当
根 拠 町 例 規		障害者グループホーム設置促進事業補助金交付要綱	障害者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金交付要綱	北栄町外国人等高齢者福祉給付金支給要綱	北栄町高齢者居住環境整備事業実施要綱
見直し案		現行どおり	現行どおり	該当なく、廃止	廃止する 県等の補助が廃止されたので、町もH21年度廃止する。

制度的補助金見直し資料

区 分		健 - 9	健 - 10	健 - 11	健 - 12
補助の名称等		障害者住宅改良助成	ストマ用装具等の助成	自動車改造費助成	運転免許取得費助成
担 当 部 署		健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
補助の対象(相手)		身体障害者(手帳1,2級)など	人口肛門などでの手帳所持者	支援法に規定する障害児等	支援法に規定する障害児等
補助の内容		玄関、廊下、階段などの改良費の2/3(限度額の設定あり) H20は1/3助成	自己負担の1/2	操行装置等の改造に要する経費とし、10万円を限度	運転免許の取得に直接要した費用の範囲内で10万円を限度
予 算 (千円)	H19	533	48	100	100
	H20	267	48	100	100
町以外の財源負担者		県交付金を充当	なし	国1/2 県1/4	国1/2 県1/4
根拠町例規		北栄町障害者住宅改良助成事業実施要綱	北栄町ストマ用装具等助成金支給要綱	北栄町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱 北栄町障害者地域生活支援事業実施要綱	北栄町障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱 北栄町障害者地域生活支援事業実施要綱
見直し案		廃止する 県等の補助が廃止されたので、町もH21年度廃止する。	廃止 H21年度廃止	現行どおり ただし、自己負担額(1割)について検討する。	現行どおり

制度的補助金見直し資料

区 分		健 - 13	健 - 14	町 - 1	町 - 2
補助の名称等		障害者日常生活用具支給	乳幼児インフルエンザ助成	はり・きゅう・マッサージ助成	ひとり親家庭入学支度金支給
担 当 部 署		健康福祉課	健康福祉課	町民課	健康福祉課
補助の対象(相手)		支援法に規定する障害児等	小学校入学前の者	住民税非課税75歳以上等	ひとり親の子
補助の内容		購入基準額の100分の90	1回の接種に係る助成対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1,500円を超えるときは、1,500円。 1年度中1人につき2回まで。	1回1,000円、年計12回まで	小・中学校に入学時にそれぞれ10,000円/人
予 算 (千円)	H19	1,706	1,200	300	400
	H20	1,433	846	(廃止)	350
町以外の財源負担者		国1/2 県1/4	なし		県交付金を充当
根拠町例規		北栄町障害者日常生活用具費支給要綱 北栄町障害者地域生活支援事業実施要綱	北栄町乳幼児インフルエンザ予防接種事業実施要綱	北栄町高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱	北栄町ひとり親家庭児童小学校及び中学校入学支度金支給要綱
見直し案		現行どおり	現行どおり	既に廃止済み	県交付金が廃止の場合、廃止

制度的補助金見直し資料

区 分		水 - 1	環 - 1	環 - 2	環 - 3
補助の名称等		水洗便所改造資金利子補助	生ごみ処理器購入補助	ごみ収集所設置補助	太陽光発電システム補助
担 当 部 署		上下水道課	環境政策課	環境政策課	環境政策課
補助の対象(相手)		資金貸付をする金融機関	個人(購入者)	自治会(長)	個人(設置者)
補助の内容		実際の貸付利率と町が金融機関と契約した貸付利率の差によって生じる利子額	購入金額の1/3 2万円を上限 機器は電気式のもの	収集所の新設・改築 費用の1/2 20万円を上限	1キロワット2万円 4キロワットを上限 住宅用太陽光発電仕様確認書の要件に適合するものに限る。
予 算 (千円)	H19	1,307	400	400	800
	H20	1,105	400	200	800
町以外の財源負担者		なし	なし	なし	県交付金を充当
根拠町例規		北栄町水洗便所等改造資金利子補助要綱	北栄町家庭用生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱	北栄町ごみ収集所整備補助金交付要綱	北栄町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱
見直し案		接続促進のため現行どおり (平成28年度終了)	環境基本計画にH28までに500台の導入目標。環境計画はH23年度に見直し予定であり、その際に判断。	現行どおり	環境政策のため現行どおり 国もH21から助成を強化

制度的補助金見直し資料

区 分		環 - 4	環 - 5	産 - 1	産 - 2
補助の名称等		資源ごみ回収奨励	海岸清掃補助	農業経営基盤強化利子補助	農業後継者奨学資金給付
担 当 部 署		環境政策課	環境政策課	産業振興課	産業振興課
補助の対象(相手)		自治会、子ども会等	自治会(長)	認定農業者	県立倉吉農高在学の生徒
補助の内容		古紙類 1kgにつき 5円 金属類 1kgにつき 5円 瓶類 1本につき 5円	海岸自治会に清掃を委託 25,000円/年・自治会 海岸1kmあたり60,000円/回 自動車借上1,000円/回・台 (海岸距離で車台数1~4台) 現在は手数料(役務費)支出	認定農業者が農業経営基盤強化 資金実施要綱(国の通達)に基づ き借り入れた農業経営基盤強化 資金に対する利子補助 補助率は、貸付利率から農業経 営基盤強化資金利子補助事業事 務取扱要領(県の通知)に基づく 利率等を減じて得た率	月額6,000円
予 算 (千円)	H19	2,750	2,696	3,240	0
	H20	2,915	2,696	2,057	0
町以外の財源負担者		なし	県1/2	県1/2	なし
根 拠 町 例 規		北栄町再生資源回収報奨金交付 要綱	なし	北栄町農業経営基盤強化資金利 子補助金交付要綱	北栄町農業後継者養成奨学資金 給付条例
見直し案		金属、古紙とも引き取り価格が上 昇している。 来年度から古紙に限り3円	現行どおり	現行どおり	既に廃止済み

制度的補助金見直し資料

区 分		産 - 3	産 - 4	産 - 5	産 - 6
補助の名称等		森林地域活動補助	枯松伐採補助	産業振興奨励	遊休農地解消助成
担 当 部 署		産業振興課	産業振興課	産業振興課	農業委員会事務局
補助の対象(相手)		事業実施者	事業実施者	事業所等の設置者	遊休農地を耕作する者等
補助の内容		面積1ヘクタール当たり年間5000円	松くい虫被害木を駆除した場合において、基準単価総額の60%	投下固定資産額500万円超、新規雇用者5人～9人 300万円 投下固定資産額500万円超、新規雇用者10人以上 上限600万円 固定資産税相当額(3年間)	10アール当たり8,000円
予 算 (千円)	H19	2,175	987	5,190	2,200
	H20	2,150	987	861	2,400
町以外の財源負担者		県	県交付金を充当	なし	県交付金を充当
根拠町例規		北栄町森林整備地域活動支援事業費交付金交付要綱	北栄町枯松伐採促進事業実施要領	北栄町産業振興奨励条例 北栄町産業振興奨励金交付規則	北栄町農地流動化推進事業助成金交付要綱
見直し案		現行どおり	現行どおり	現行どおり	県交付金終了時には廃止 当初の県の制度のとおり、認定農業者に限定するなど、見直す。

制度的補助金見直し資料

区 分		教総 - 1	教総 - 2	人権 - 1	人権 - 2
補助の名称等		要保護等への就学の援助	特殊教育就学の援助	同和対策進学奨励	就職支度金の支給
担当部署		教育総務課	教育総務課	人権同和教育課	人権同和教育課
補助の対象(相手)		要保護、準要保護児童生徒	障害児学級の児童・生徒	高校・大学等に進学する者	就職者
補助の内容		学用品、通学用品、就学旅行費、給食費、医療費などの費用の5割以上10割以内で教育長が定める額	保護者の収入により、学用品、給食費、修学旅行費等の経費を援助 支給額は、毎年度国の定める特殊教育就学奨励費補助金補助単価(配分限度額)に準ずる	高校等:月額8,000円 大学等:月額10,000円 専門学校等:月額10,000円	身体障害者・社会的事情により就職が著しく阻害されている者が就職した場合に支度金25,000円を支給。
予 算 (千円)	H19	小2,614、中3,627	?	4,032	175
	H20	小2,519、中3,785	?	3,696	100
町以外の財源負担者		県交付金を充当	国1/4	なし	県交付金を充当
根拠町例規		北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則	北栄町特殊教育就学奨励費支給要綱	北栄町同和対策進学奨励金交付要綱	北栄町特定新規学卒者就職支度金支給規則
見直し案		現行どおり 法に規定されている	現行どおり 法に規定されている	平成22年度から新規奨励廃止。 H22年度までに交付を受けているものは、通常卒業年度で終了	22年度から廃止